

《受付印の押印について》

令和5年度の年度更新から事務簡略化のため、受付印の押印を以下のとおりとします。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、増減額訂正報告時の提出書類についても、同様の取り扱いといたします。

・提出された書類の一番上の用紙にのみ押印するもの

【申告書内訳】

- ・各基幹番号ごとの一番上の用紙に押印します。
- ・電算様式は、総括表（組機様式第9号）保険料様式（組機様式第10号）、一般拠出金様式（組機様式第10号（続紙））のそれぞれの一番上の用紙に押印します。

・提出された書類すべてに押印するもの

【申告書】

【還付請求書】

【特例計算対象者内訳】

【一括有期事業報告書】

【一括有期事業総括表】